

時間外選定療養費のご負担について

当院は、岡山県の認める地域医療支援病院として岡山市南部地域及び玉野市周辺において地域の医療機関と連携を図り、よりよい医療の提供に努めているところです。その為、当院受診に際しては、かかりつけ医からの紹介状をお持ちいただくことを積極的に推進するとともに、重篤な患者さまへは24時間積極的な治療を提供しております。

しかしながら、時間外受診の中には、必ずしも緊急性を認められない患者さまも受診されており、本来の目的である紹介患者さま及び入院等が必要な重篤な患者さまの治療に支障をきたしているのが現状です。

つきましては、10月1日（火）以降の時間外の救急外来診療においては原則として、緊急性のない病状もしくは重篤な病状でない方（自己都合による時間外受診等）については当院での受診を控えていただくことし、受診される場合には下記の場合を除き特別料金「時間外選定療養費」（厚生労働省告示224号）のご負担をお願いすることといたしました。

地域の皆様に安全で質の高い医療を提供するため、やむを得ない処置ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【診療費の支払いについて】

- 「通常の診療費の金額」に「**時間外選定療養費5,500円（消費税を含む。）**」を加えた額をお支払いいただきます。

開始時期 令和元年10月1日（火）0時以降受診分から

対象日時 平日の時間外（17:00～翌朝8:15）
土・日・祝日（祝日が日曜日の場合は振替休日）・5月4日
年末年始（12/29～翌年1/3日まで）

ただし、次のような患者さまについては対象になりません。

- 救急受診後に入院をされた方
- 予約で来院された方
- 当院の医師の指示で来院された方
- 岡山市二次救急輪番日に来院された方
- 他院から紹介状を持参された方
- 労働災害。公務災害で受診された方
- 手術や重度の処置を実施された方

【当院以外での受診の問い合わせ】

岡山市内救急病院案内（終日対応） 代表 TEL086-231-0119
岡山市休日夜間救急診療所（9:30～11:30、12:30～16:30、19:00～22:00）
代表 TEL086-225-2225